

予防接種事務のデジタル化 について

令和 8 年度第 1 回説明会

- 01 デジタル化の概要
- 02 メリット・懸念されること
- 03 医療機関の事務フロー
- 04 デジタル化への参加（事前準備）
- 05 今後のスケジュール（予定）

「予防接種事務のデジタル化」とは

予防接種に関する全ての事務がオンラインで完結する仕組み

医療機関では … オンライン資格確認等システムで対象者確認を行い、住民がマイナポータル等で入力した予診票を医療機関内の専用端末（PCやタブレット）で確認し、予防接種を行う。

専用端末で接種情報を登録すると、オンラインで費用請求ができる。

この作業へのご協力をお願いします

背景・経緯

コロナ禍の課題として、予防接種事務の負担 と 予防接種の有効性・安全性の調査のための情報基盤がなかったこと が浮き彫りになった。

→ 予防接種法が改正され、市区町村における予防接種事務のデジタル化が義務化された。
※原則として令和10年4月までに開始

対象となる予防接種

1) 予防接種法に基づく**定期予防接種**

- ・ A 類疾病：主に乳幼児～学童
5種混合・ロタ・MR・日本脳炎・HPVなど
- ・ B 類疾病：主に高齢者
インフルエンザ・肺炎球菌・带状疱疹・新型コロナ

2) 予防接種法には定めのない**任意予防接種**

- ・ 自治体が独自に助成しているもの（延岡市は**流行性耳下腺炎**が該当）

3) 予防接種法に基づく**臨時予防接種**

- ・ 新興感染症の流行など、緊急時に
国の指示で行われる予防接種

開始日

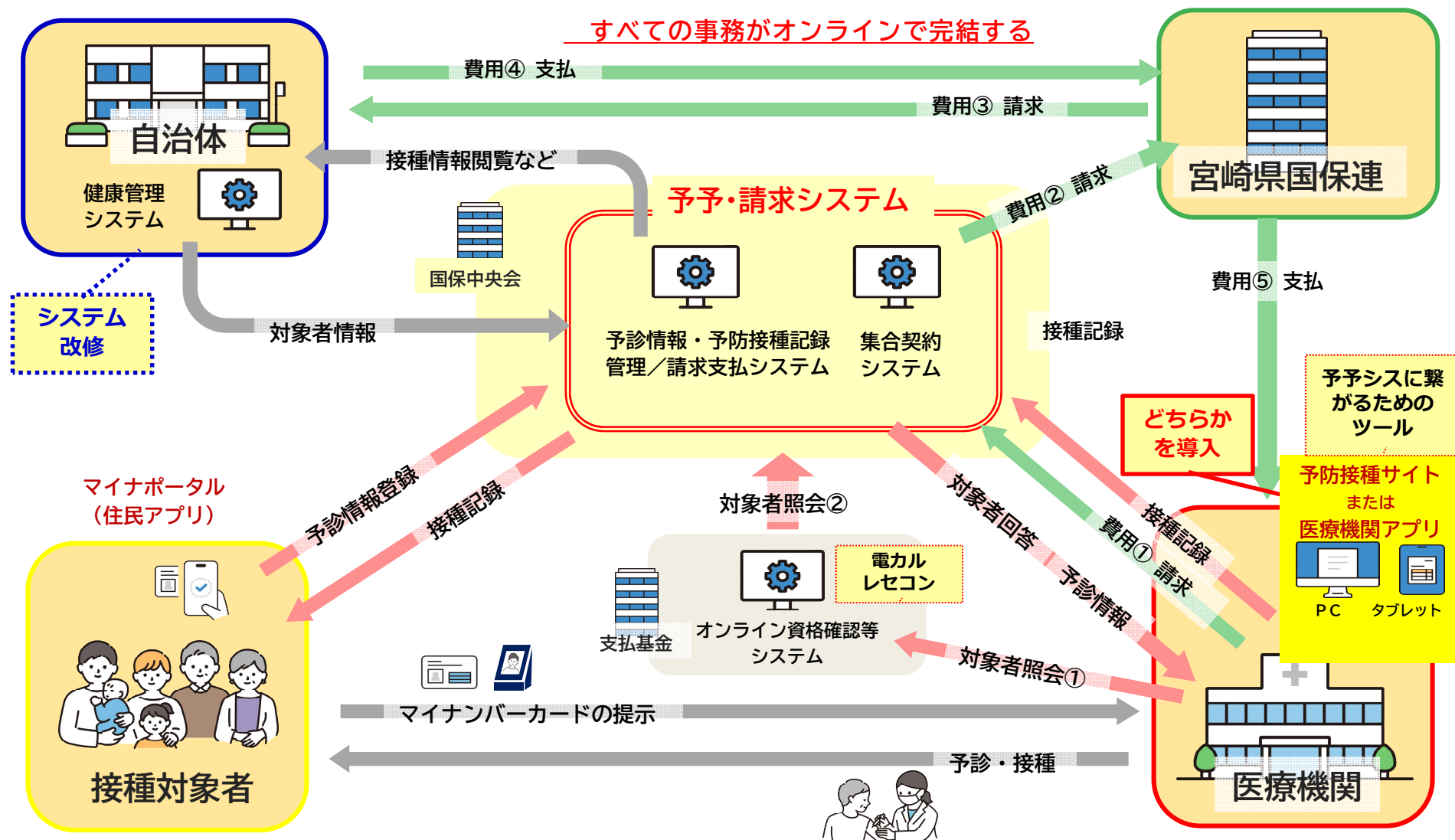
- ▶ 令和10年4月1日予定（延岡市）

医療機関の「デジタル化への参加」は任意

※従来どおり、紙予診票での運用も可能

全体像（デジタル化後）

「予予・請求システム」経由でデータが連携され、予防接種に関するすべての事務がオンラインで完結する



医療機関



業務の効率化

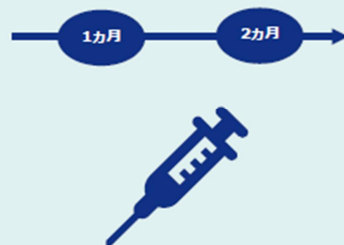
(事務負担軽減)

- ・紙の取扱いの削減（予診票とりまとめ、郵送不要）
- ・間違い接種の防止（接種間隔を自動でチェック）
- ・請求事務の簡素化
（接種記録登録により自動で請求）

接種実績の集計や報告が自動化！



間違い接種防止のための
ワーニング機能あり



マイナカードによるオンライン資格確認により、紙予診票でも接種情報の取得が可能！

住民



利便性の向上

- ・スマホで事前に予診票を入力
（紙予診票の紛失防止）
- ・接種歴の確認が容易
- ・住所地外での接種も手続き不要
※将来的に（R10年以降の全国展開後）

複数ワクチンの予診票へ楽々入力！
さらに住所などは自動入力



子どもの接種歴が自動反映され
いつ何を打てばいいかを自動表示



デジタル予診票なら、何枚もの予診票の記入は不要
（引き継ぎ機能・自動入力で楽々入力）

02 懸念されること（デメリット）

医療機関



業務の効率化 （事務負担軽減）

- ・紙の取扱いの削減（予診票とりまとめ、郵送不要）
- ・間違い接種の防止（接種間隔を自動でチェック）
- ・請求事務の簡素化
（接種記録登録により自動で請求）

- ・新しい事務フローによる混乱
- ・電子予診票と紙予診票の混在による混乱

対応

運用開始前に「テスト期間」を1ヶ月間設定

住民



利便性の向上

- ・スマホで事前に予診票を入力
（紙予診票の紛失防止）
- ・接種歴の確認が容易
- ・住所地外での接種も手続き不要
※将来的に（R10年以降の全国展開後）

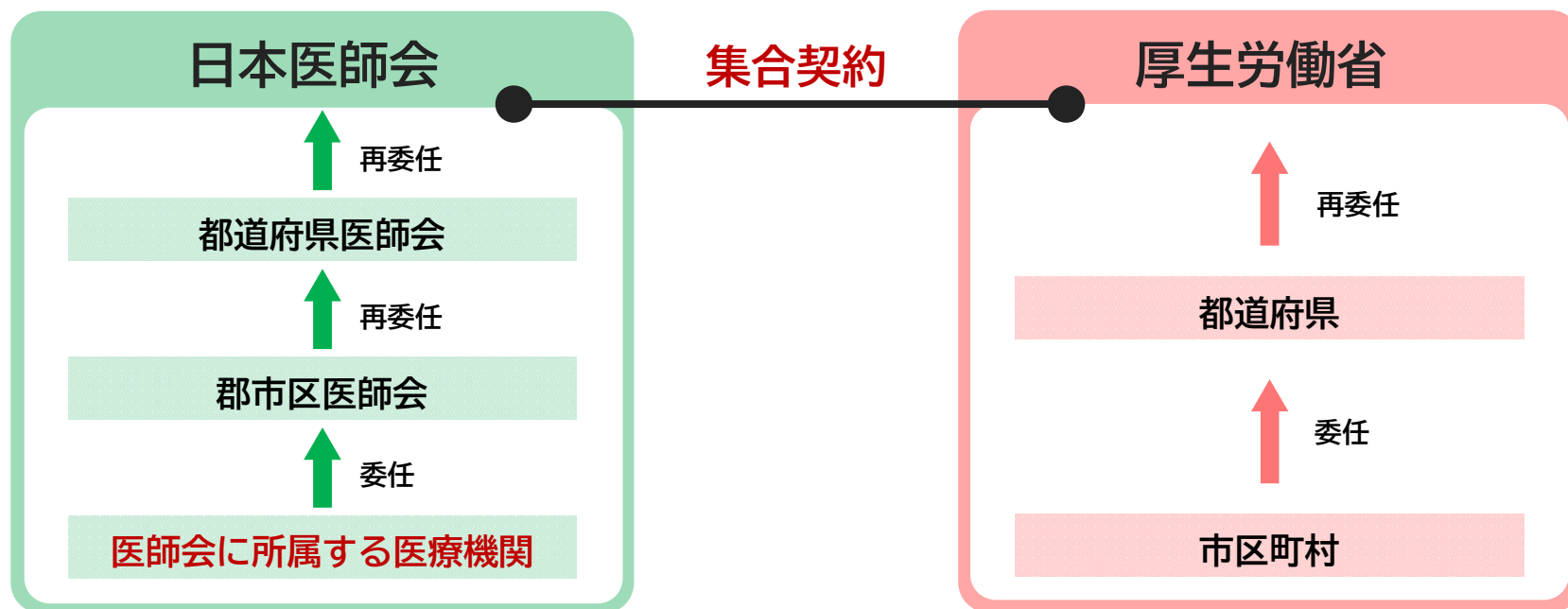
- ・電子予診票へのとまどい、抵抗感（高齢者）

対応

今までどおり「紙予診票」の利用を勧める

集合契約への同意（8年度末）・手続き（9年度）

- ▶ 「全国の医療機関（代表：日本医師会）」と「全国の自治体（代表：厚生労働省）」の間で集合契約を締結
 - ・ 集合契約を行うにあたって委任状を提出
 - ・ 住所地外で接種するときに事前申請が不要に
- ※住所地外接種の開始は令和10年度の「ある時点」から



システム環境の導入（予予・請求システムへの接続環境の導入）

9年度

- ▶ 「予防接種サイトへの接続」または「医療機関アプリの導入」が必要

① 予防接種サイト

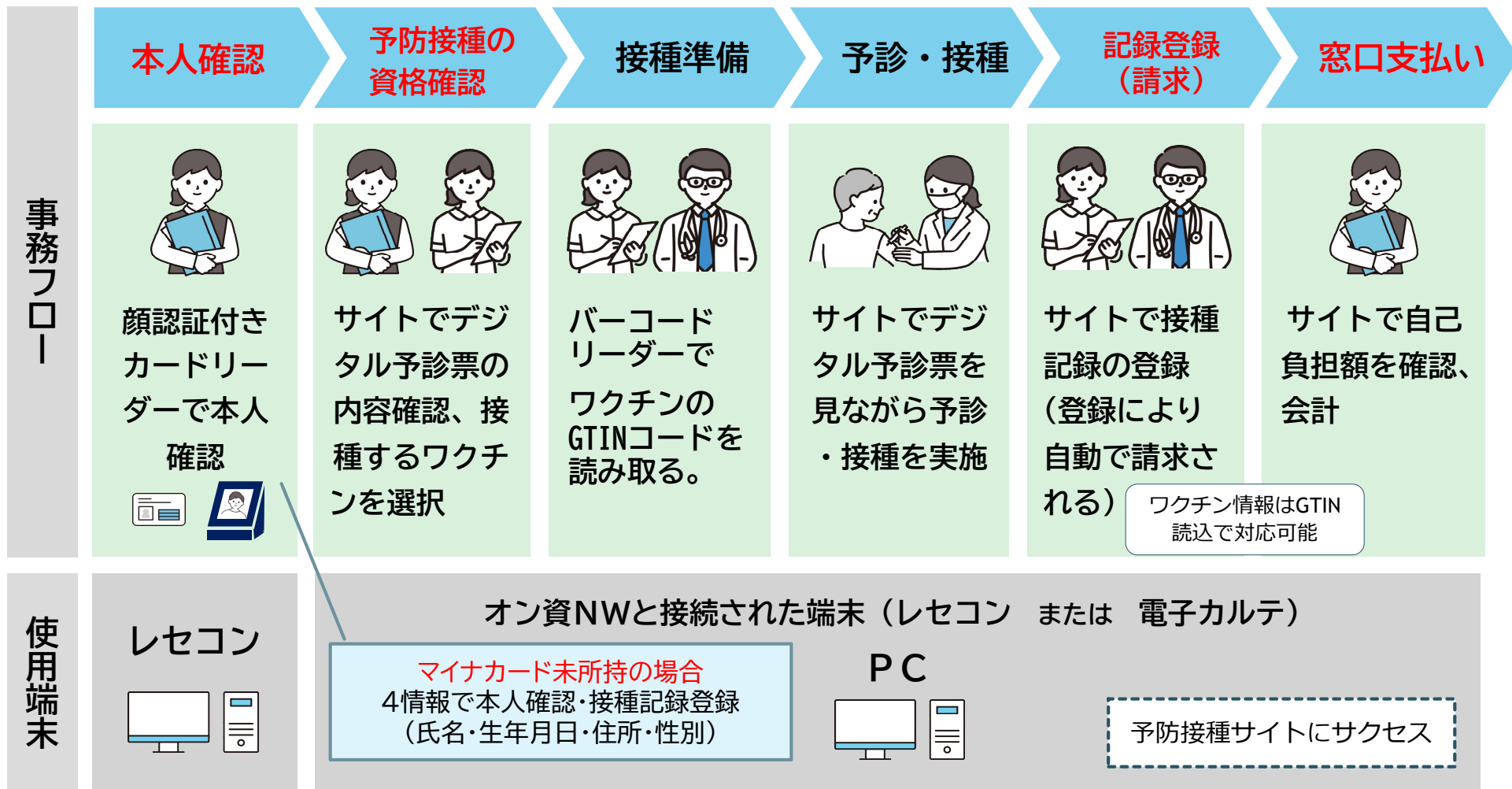
- ・ 予予・請求システムの情報をレセコン端末や電子カルテ端末で閲覧する
（オンライン資格確認ネットワーク回線に接続している院内端末を使用）
- ・ ネットワークの接続工事費用は不要
（「費用負担が発生しない方法で接続できる仕組み」を国が準備）
- ・ 「バーコードリーダー（ワクチンのGTINコード読み取り用）」は市が調達

② 医療機関アプリ

- ・ 民間事業者が開発したアプリをタブレットにインストール又はPCにて使用する（アプリの事業者は市が決定）
- ・ セキュリティを担保したインターネット回線に接続して使用する

予防接種サイトの場合

(紙予診票の場合は赤字の箇所をデジタルで行う)



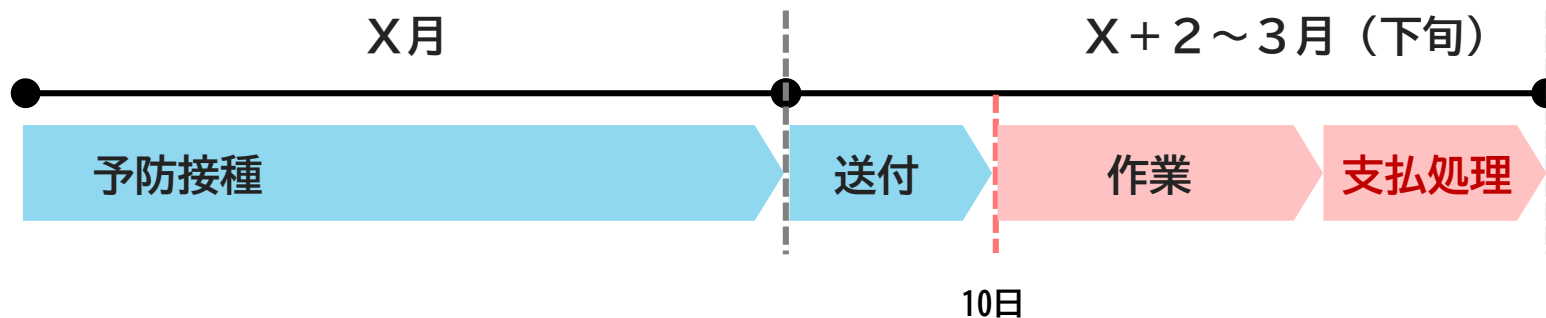
支払い標準スケジュール（完全デジタル化の場合）

医療機関

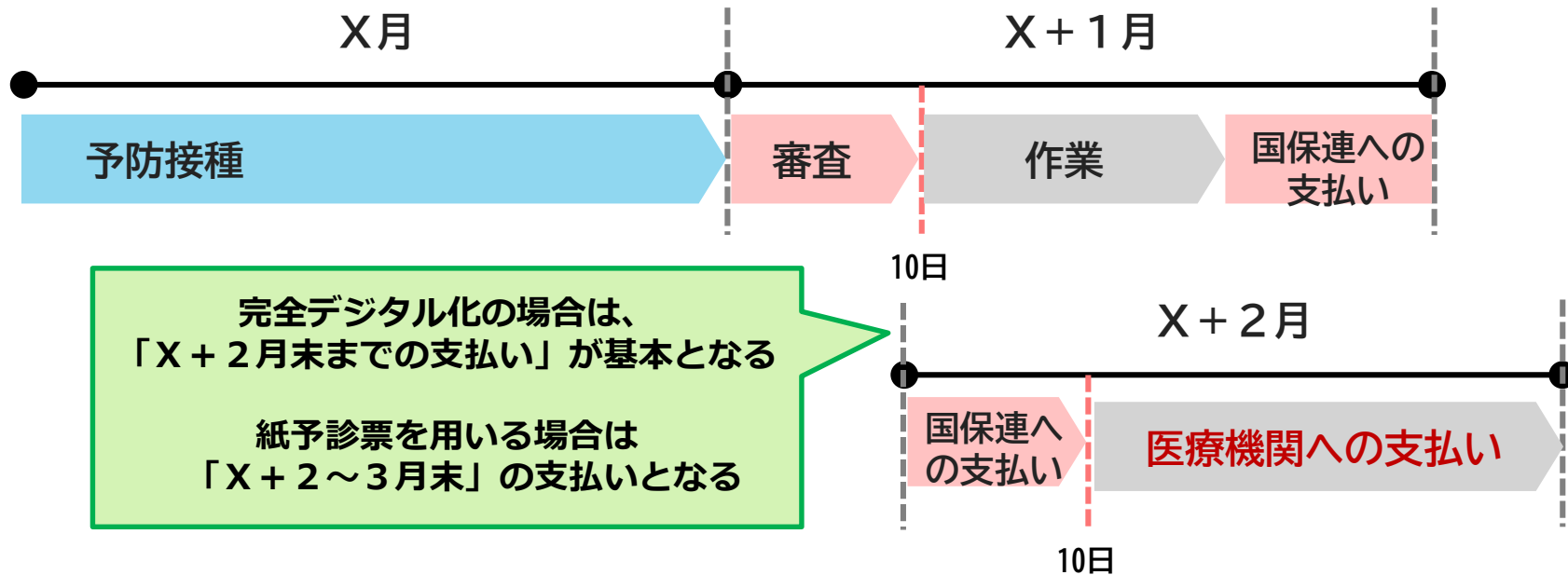
自治体

国保連

デジタル化前



デジタル化後



令和8年度

- ▶ 9月 医療機関説明会①（概要説明）
- ▶ 10月 アンケート（参加意向確認、院内のデジタル環境調査、質問事項）
- ▶ 11～12月 医療機関説明会②（予防接種サイト、事務フロー等の詳細説明）
アンケート（参加意向確認、質問事項）
- ▶ 1～2月 医療機関説明会③（集合契約、システム利用手続き、9年度の作業）
- ▶ 2～3月 集合契約システム利用に係る同意書の配付・回収

令和9年度（予定）

※年間に数回、説明会を実施

- ▶ 5～7月 集合契約システムのアカウント発行（作業は市が行う）
- ▶ 7～9月 集合契約締結（委任状申請・システム登録）
- ▶ 9～3月 予防接種サイトの導入準備、テスト運用
- ▶ **R10年4月 デジタル化開始**

アンケートへのご協力をお願い

10月に市よりアンケートをお送りします

・ デジタル化への参加意向

・ 院内のデジタル環境

(オンライン資格確認ネットワーク回線の有無・電子カルテ導入状況など)

・ 質問事項など

デジタル化の準備に係る重要なアンケートです。

必ず、ご回答をお願いします。

デジタル化についてご検討をお願いします

デジタル化による新たな作業が発生しますが、メリット(請求事務の簡略化・間違い接種のリスク低減など)もあります。

次回の説明会では、予防接種サイトの操作イメージや院内の事務フローを具体的にお伝えします。

お忙しい中
ありがとうございました

